

## 兵庫県 の 技能 労務 職員 の 概況

## 兵庫県の概況

人口 (H19. 3. 31 住基人口)	5, 580, 497人
面積	8, 395. 47km <sup>2</sup>
普通会計全職員数 (H19. 4. 1)	58, 303人

## 【調査対応者】

- (人事担当) 企画県民部管理局人事課長、人事課給与係長、人事課主査  
 (事業担当) 農政環境部農政企画局総務課課長補佐兼総務係長、  
 総合農政課副課長、総合農政課課長補佐兼研究調整係長、  
 健康福祉部健康局生活衛生課副課長

## 1 職種別人数と今後の採用方針

当面、新規採用を行わず、民間委託の推進等業務執行方法の見直しを進める。

職種		人数	今後の採用方針
名称	種別		
保安員	守衛	41	新たな採用は行わない。
用務員	用務員	352	同上
自動車運転員	自動車運転手	112	同上
その他	その他	548	同上
計		1,053	

※ 「その他」は、試験研究技術員や動物愛護管理員等。

## 2 給料表の構造 (類型)

- ・ 平成20年度から、国の行(二)に準じた水準の給料表を適用。(従来から平均7.5%の引き下げ。)
- ・ 国の行(二)の①1～4級相当と②5級相当の2級制である。
- ・ 平成19年度までは、国の行(一)と行(二)を合成した2級制であった。
- ・ 技能労務職員の業務はチームで行うものであり、職制も階層的になっていないとの考えから、少ない級数としている。

### 3 職種別・級別の標準的な職務内容と人数

職種別に勤続年数や資格に応じて昇格しているが、職務内容は級ごとに明確に分離していない。

#### 職種 守衛

級	人数	職名	標準的な職務内容
②	34	保安員	庁舎、施設等の整備及び保全業務に従事する
①	7	保安員	同上
計	41		

#### 職種 用務員

級	人数	職名	標準的な職務内容
②	292	用務員	庁舎等の清掃、使送等の雑作業に従事する
①	60	用務員	同上
計	352		

#### 職種 自動車運転手

級	人数	職名	標準的な職務内容
②	94	自動車運転員	乗用、作業用諸自動車の運転業務に従事すること
①	18	自動車運転員	同上
計	112		

### 4 職務内容の民間、国、他の地方公共団体との異同

- ・ 公務の特殊性はあるが、賃金センサス上の類似職種との決定的な違いはないのではないかと考えている。
- ・ 平成20年度から、人事委員会の職種別民間給与実態調査にあたり、技能労務職の類似職種のサンプルを増やすよう依頼したが、守衛の16人が最多で、他の職種は一行であった。

## 5 初任給・昇給・昇格基準とその運用の状況

### (1) 初任給

特1種及び1種（自動車運転員等）	32号	141,863円(145,500円)
2種（保安員等）	28号	137,280円(140,800円)
3種（用務員等）	24号	132,698円(136,100円)

※（ ）内の額は、給与抑制措置前のもの。

### (2) 昇給

標準4号給（57歳昇給抑制、査定昇給の実施）

### (3) 昇格

職種別に経験年数等に応じて昇格

## 6 標準的なキャリア・パスについて

### 職種 守衛

職務の級	①	②
職名	保安員	同左
職務内容	庁舎、施設等の整備及び保全業務に従事する	同左
経験年数	—	在職19年

### 職種 用務員

職務の級	①	②
職名	用務員	同左
職務内容	庁舎等の清掃、使送等の雑作業に従事する	同左
経験年数	—	在職27年

## 職種 自動車運転手

職務の級	①	②
職名	自動車運転員	同左
職務内容	乗用、作業用諸自動車の運転業務に従事する	同左
経験年数	—	在職 18 年

### 7 給与決定に係る労使交渉等の状況

#### (1) 労働組合の組織状況

- ・ 技能労務職員独自の労働組合として、兵庫県従業員労働組合（加入者 570 人）及び兵庫県高等学校従業員組合（同 185 人）の 2 組合が組織されている。

#### (2) 最近における給与決定に係る交渉の状況

- ・ 平成 19 年 10 月から平成 20 年 2 月にかけて、上記両組合と、それぞれ、10 回程度の交渉を行った。
- ・ 交渉事項は、技能労務職給料表の改定、初任給基準の引下げ等。

#### (3) 労働協約の締結の状況

- ・ 昭和 39 年 8 月 1 日に協約を締結している。（一方からの申し出のない場合の期間延長の規定あり。）

### 8 技能労務職員の給与等の公表状況

- ・ 総務省の示す様式に準じた給与情報等の公表等を行っている。
- ・ 他府県との比較を効果的に示すことが重要と考えている。
- ・ 技能労務職員については、新卒が少ないことから、「モデル」を示すのは難しい（「モデル」を設定しても実態と乖離する）と考えている。